

2020年度 施策マネジメントシート (2019年度目標達成度評価)

政策体系	政策No.	006	しんらい (信頼される行政経営によるまちづくり)	施策幹事課	財政課				
	施策No.	002	持続可能な財政運営の推進	施策幹事課長名	石神 幸裕				
施策関係課名		財産管理課、税務課、収納課、工事契約検査課、建設政策課、建築住宅課、会計課							
1 基本計画期間 (2018年度~2022年度)における施策の方針									
<p>市税等の安定確保に努めるほか、未利用財産の売却処分等による新たな財源の確保に取り組みます。 また、歳入に見合った予算編成を行うため、経費全般にわたる見直しや公共施設保有量の見直し・適正化による経費削減に取り組みます。 さらに、引き続き市債残高の縮減や適正規模の基金残高を確保することで財政基盤の強化を図り、将来にわたり持続可能な財政運営を確立します。</p>									
2 施策の成果把握									
		◎目標達成 (100%以上)		△目標を未達成 (100%未満)					
①成果指標 (意図の達成度を示す指標)		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	一般財源の歳入額と歳出額の差 (当初予算の財政調整基金繰入額)	億円	成り行き値	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	更なる減少を目指します
			目標値		19.4	21.2	21.0	17.9	
			実績値	26.6	25.3				
			達成率		69.8%				
B	市債残高	億円	成り行き値	574.8	574.8	574.8	574.8	574.8	更なる減少を目指します
			目標値		553.1	540.2	516.6	511.4	
			実績値	574.8	566.7				
			達成率		97.5%				
C	基金残高 (財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の残高合計)	億円	成り行き値	135.9	119.8	97.5	75.2	53.5	減少の抑制を目指します
			目標値		122.2	102.7	83.6	66.4	
			実績値	135.9	152.1				
			達成率		124.4%				
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
②成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		③2022年度の目標値設定の考え方							
A 一般財源の歳入額と歳出額の差 (当初予算の財政調整基金繰入額) ※当初予算の財政調整基金繰入額		A 収支不足額の改善を図り、毎年度の当初予算編成における財政調整基金繰入額の抑制を図る。							
B 市債残高 ※当初予算時点における当該年度末市債残高の見込額		B 新規の借入額を償還元金以内に抑制することを原則として、市債残高の縮減を図る。							
C 基金残高 (財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の残高合計) ※当初予算時点における当該年度末3基金残高の見込額		C 3基金残高は、収支不足額への対応や大規模な普通建設事業費等への活用により、今後は大きく減少する見込であるが、事業の選択と集中による経費削減や歳入の確保に取り組むことで基金の涵養を図る。							
※各成果指標は、霧島市経営健全化計画 (第3次) で掲げた3つの重点事項に基づき設定している。同計画は、2019~2021年度の3か年計画であるため、2022年度の数値は、同計画の財政計画に参考として掲載したものである。なお、同計画では各指標の見込額としており、目標額ではない。 ※2018年度は、霧島市経営健全化計画の第2次計画と第3次計画の間の空白年度にあたるため、2018年度の目標値は設定していない。		D							
		E							
		F							

<p>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題（総合計画より）</p> <p>本市はこれまで、市債残高の縮減や基金の積立等により財政基盤の強化を図るとともに、コンビニエンスストアでの納付をはじめとした納税者の利便性向上や納税相談等を通じた滞納の防止などの収納対策に取り組み、健全な財政運営に努めてきました。</p> <p>しかしながら今後は、普通交付税における合併特例措置の終了や少子高齢化に伴う労働人口の変化による市税収入の減少など、市政運営に活用できる財源の縮小が見込まれる中で、社会保障関係経費の増大は避けられない状況にあり、予算編成は一層厳しさを増すと予想されます。</p> <p>このような状況を踏まえ、本市が将来にわたり持続可能な財政運営を推進していくには、政策効果の乏しい事務事業の見直しを行い、真に必要な成果向上余地の高い事業を重点化する仕組みを強化するとともに、市税等の安定確保に向けて一層積極的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、本市の公共施設の多くは、合併以前に旧市町において整備されたもので、今後、一斉に更新時期を迎え莫大な財政支出が見込まれることから、市民の理解を得ながら、施設保有量の見直し・適正化を進めるとともに、未利用財産については、売却による処分や貸付による有効活用を推進していく必要があります。</p>	
<p>4 施策の現状</p>	
<p>① 2019年度施策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■霧島市経営健全化計画（第3次）に基づき歳入確保対策及び歳出削減対策に取り組むことで、市債残高の縮減や3基金残高の涵養を図る。 ■口座振替の利用やコンビニエンスストアでの納付の促進を通じて納付率の維持・向上に取り組む。 ■市税等については、納付資力があ一方で自主納付されない場合、差押等の法的措置を行う。 ■納期内納付向上策として、納めやすい納税環境の更なる整備を検討する。 ■霧島市公共施設管理計画の第1期実施計画について、前期計画の振り返りを行うとともに、後期計画を策定し、更なる計画の推進を図る。 ■未利用財産の利活用に係るルールを策定する。 	<p>② 2019年度の取組方針の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■歳入確保対策及び歳出削減対策として、各施設のコストを再計算して使用料及び手数料を見直すとともに、2020年度以降の予算執行において、補助対象者の自主財源や繰越金等の取扱いを整理し、補助金の見直しを検討した。 ■納税お知らせセンターによる市税等の納付促進、休日納税相談の継続実施を行い、自主納付の促進に取り組み、収納率向上を図った。 ■市税等の滞納について差押等の法的措置を2,156件に実施し、住宅使用料の滞納について住宅明渡請求訴訟（3件）及び住宅使用料の支払督促（1件）を実施した。 ■スマートフォンを通じた市税等の納税手段「PayB」を2019年12月から導入し、納税環境の向上を図った。 ■第1期実施計画前期の削減目標9.9万㎡に対し、除却、民間譲渡、大規模改修、更新等を行わないと位置付けた施設は約4.6万㎡で、将来負担コストを試算すると総量縮減の効果は全体で249億円となった。また、後期5年間の取組方針等をまとめた第1期実施計画後期を策定した。 ■未利用・低利用の公有財産の利活用の基本的な考え方や手続きフローをまとめた「霧島市公有財産利活用ガイドライン」を策定した。
<p>5. 2020年度施策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■霧島市経営健全化計画（第3次）に基づき歳入確保対策及び歳出削減対策に取り組むことで、市債残高の縮減や3基金残高の涵養を図る。 ■固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努める。 ■市税等については、納付資力があ一方で自主納付されない場合は、差押等の法的措置を徹底する。 ■納期内納付向上策として、更なる納めやすい納税環境整備を検討する。 ■住宅使用料について、納付意欲がなく、誠意が見られない滞納者に対しては、住宅の明渡訴訟を行い、資力が有る滞納者に対しては、差押も実施し、市営住宅を退去している滞納者に対しては、追跡調査等を実施して滞納額の減少に努める。 ■霧島市公共施設管理計画の第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化等に取り組む。 ■未利用財産の利活用を推進する。 	<p>6. 2021年度施策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■霧島市経営健全化計画（第4次）の策定を行う。 ■固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努める。 ■市税等については、納付資力があ一方で自主納付されない場合は、差押等の法的措置を徹底する。 ■納期内納付向上策として、更なる納めやすい納税環境整備を検討する。 ■住宅使用料について、納付意欲がなく、誠意が見られない滞納者に対しては、住宅の明渡訴訟を行い、資力が有る滞納者に対しては、差押も実施し、市営住宅を退去している滞納者に対しては、追跡調査等を実施して滞納額の減少に努める。 ■霧島市公共施設管理計画の第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化等に取り組む。 ■未利用財産の利活用を推進する。

政策体系	政策No.	006	基本事業名	歳入に見合った予算編成と適正な予算執行	基本事業 主担当課	財政課
	施策No.	002				
	基本事業No.	001				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

市税や使用料等の安定的な確保や、定期的な使用料・手数料の検証による受益者負担の適正化に加え、未利用財産の売却処分等を行うことで積極的な財源確保に努めます。

また、市債残高の縮減による公債費の削減や経費全般にわたる見直しに取り組み、限られた財源の中で社会情勢等を踏まえた事業の選択と集中を行い、収支不足額の抑制を図ります。

さらに、予算執行基準等の徹底を図ることで、公共工事などにおける公正性・公平性を確保し、適正な予算執行に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■今後の本市の財政状況は、歳入面で普通交付税の合併特例措置の終了により一般財源の減少が見込まれる。一方、歳出面で扶助費等の社会保障関係費は引き続き増加すると予測され、加えて清掃センター整備等の大規模な社会資本整備も予定されていることから、多額の一般財源の不足が見込まれ、3基金残高は現在より大きく減少することが想定される。

■市債残高については、新規の借入額を償還元金以内に抑制する方針の下、順調に減少してきたが、今後は大規模な社会資本整備が予定されていることから、これまでのようには減少しないと予測される。

3. 2019年度基本事業の取組方針	4. 2019年度取組達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ■霧島市経営健全化計画（第3次）に基づく歳入確保の取組の一つとして、使用料・手数料の見直しを行う。 ■霧島市経営健全化計画（第3次）に基づく歳出削減の取組の一つとして、補助金や一部の報償費の見直しに向けた検討を行う。 ■予算執行基準等の徹底を図るため、予算執行説明会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■使用料及び手数料について、各施設のコスト再計算を行うとともに、2019年10月に改正された消費税率引上げ分に対応するよう見直しを行った。 ■補助金について、多額の繰越金があるにもかかわらず、毎年度定額の補助金等を交付している場合や事業費を上回る補助金等の交付が見られたことから、2020年度以降の予算執行において、補助対象者の自主財源や繰越金等の取扱いを整理した。 ■例年開催している予算執行説明会に加え、若手職員に対する予算に関する研修会も開催し、執行基準等の徹底に取り組んだ。

5. 2020年度基本事業の取組方針	6. 2021年度基本事業の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ■霧島市経営健全化計画（第3次）に基づく歳出削減の取組の一つとして、補助金の見直しを行う。 ■霧島市経営健全化計画（第3次）に基づく歳出削減の取組の一つとして、単独扶助費の見直しに向けた検討を行う。 ■予算執行基準等の徹底を図るため、適宜、予算の適正な執行に係る通知を发出する。 ■霧島市経営健全化計画（第3次）の後継計画の策定を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■霧島市経営健全化計画（第4次）の策定を行う。 ■予算執行基準等の徹底を図るため、引き続き予算執行説明会を開催する。

政策体系	政策No.	006	基本事業名	適正・公平な課税・収納	基本事業 主担当課	収納課
	施策No.	002				
	基本事業No.	002				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

資料・情報等の積極的な収集を通じ、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税に努めるとともに、電子納付をはじめとする納付方法を検討し、自主納税しやすい環境づくりに取り組めます。

また、滞納者に対して、納税相談や徹底した財産調査を行うとともに、差押等の法的措置を強化することで税の公平性の確保に努めます。

住宅使用料、保育料についても、徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指すとともに、文書催告や臨戸訪問を通じ、新たな滞納の防止に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■2020年4月1日の改正民法施行に伴い連帯保証人に対し極度額の設定などが必要になるため、住宅使用料に係る連帯保証人について早期の対策を講じる必要がある。

■2020年度税制改正に伴い、市町村の条例で定めることにより、登記名義人が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に関する必要な事項を申告させることができる制度が創設されるとともに、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合に、使用者を所有者とみなして、税を課することができるよう制度の拡大が行われた。

■2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症による影響を受け事業不振に陥る事業者等の増加・納税環境の悪化が予想され、それに伴う収収の落ち込みが見込まれる。

3. 2019年度基本事業の取組方針

■税務署をはじめ関係機関と緊密に連携し、課税客体等について情報を収集し、適正・公正な課税に努める。

■固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人を調査し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努める。

■納税お知らせセンターによる市税等の納付促進や休日納税相談の実施により、自主納付の促進に取り組む。

■市税等について、納付資力がある一方で自主納付されない場合は、差押等の法的措置を徹底する。

■納期内納付向上策として、納めやすい納税環境の更なる整備を検討する。

■住宅使用料について、納付意欲がなく、誠意が見られない滞納者に住宅の明渡訴訟を行う。

■市営住宅を退去している滞納者については、追跡調査等を実施して滞納額の減少に努める。

4. 2019年度の取組達成状況

■税務署をはじめ関係機関と緊密に連携し、課税客体等について情報を収集し、適正・公正な課税に努めた。

■固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努めた。（賦課替案件数：82件）

■納税お知らせセンターによる市税等の納付促進、休日納税相談の継続実施を行い、自主納付の促進に取り組み、収納率向上を図った。

※収納率（）内は対前年度増減幅

- ・市税 97.1% (+0.2)
- ・国民健康保険税 86.7% (+2.9)
- ・介護保険料 98.7% (+0.1)

■市税等の差押等の法的措置を徹底して行った。（2,156件）

■スマートフォンを通じた市税等の納税手段「PayB」を2019年12月から導入し、納税環境の向上を図った。

■住宅明渡請求訴訟（3件）及び住宅使用料の支払督促（1件）を行った。

5. 2020年度基本事業の取組方針

■税務署をはじめ関係機関と緊密に連携し、課税客体等について情報を収集し、適正・公正な課税に努める。

■固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努める。

■納税お知らせセンターによる市税等の納付促進や休日納税相談の実施により、自主納付の促進に取り組む。

■市税等について、納付資力がある一方で自主納付されない場合は、差押等の法的措置を徹底する。

■納期内納付向上策として、納めやすい納税環境の更なる整備に取り組む。

■住宅使用料について、納付意欲がなく、誠意が見られない滞納者に住宅の明渡訴訟を行い、資力が有る場合には、差押を実施する。

■市営住宅を退去している滞納者について、追跡調査等を実施して滞納額の減少に努める。

6. 2021年度基本事業の取組方針

■税務署をはじめ関係機関と緊密に連携し、課税客体等について情報を収集し、適正・公正な課税に努める。

■固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努める。

■納税お知らせセンターによる市税等の納付促進や休日納税相談の実施により、自主納付の促進に取り組む。

■市税等について、納付資力がある一方で自主納付されない場合は、差押等の法的措置を徹底する。

■納期内納付向上策として、納めやすい納税環境の更なる整備に取り組む。

■住宅使用料について、納付意欲がなく、誠意が見られない滞納者に住宅の明渡訴訟を行い、資力が有る場合には、差押を実施する。

■市営住宅を退去している滞納者について、追跡調査等を実施して滞納額の減少に努める。

政策体系	政策No.	006	基本事業名	市有財産の適切な管理と利活用	基本事業 主担当課	財産管理課
	施策No.	002				
	基本事業No.	003				
1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）						
<p>施設保有量の見直し・適正化を推進し、公共建築物の維持管理や更新等に係る経費の縮減を図ります。 また、市有地の処分・利活用に関する方針を策定し、未利用財産（普通財産）の売却・有効活用を計画的に進めます。</p>						
2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？						
<p>■「霧島市公共施設管理計画」に掲げる健全財政の堅持と適正な公共サービスを両立するために、引き続き施設保有量の適正化や長寿命化の推進、維持管理手法の見直し等に取り組んでいかなければならない。また、施設保有量の適正化においては、個別施設ごとに建物の状態を把握し、今後の施設のあり方を検討する必要がある。なお、2019年度は、計画を策定してから5年目を迎えるため、計画見直しの手法等について検討する必要がある。</p> <p>■未利用財産の有効活用については、全庁統一のルールが無いため、その都度処分方法等を検討している状況である。職員の事務負担の軽減と売却による処分や貸付等による財源確保を図るため、未利用財産の利活用に係るルールづくりが必要となってきている。</p>						
3. 2019年度基本事業の取組方針				4. 2019年度の取組達成状況		
<p>■第1期実施計画前期の振返りを行う。 ■霧島市公共施設管理計画の見直しや第1期実施計画後期を策定し、更なる計画の推進を図る。 ■未利用財産の利活用に係るルールを策定する。</p>				<p>■第1期実施計画前期の削減目標9.9万㎡に対し、除却、民間譲渡、大規模改修、更新等を行わないと位置付けた施設は約4.6万㎡で、将来負担コストを試算すると総量削減の効果は全体で249億円となった。 ■後期5年間の取組方針等をまとめた第1期実施計画後期を策定した。 ■未利用・低利用の公有財産の利活用の基本的な考え方や手続きフローをまとめた「霧島市公有財産利活用ガイドライン」を策定した。 ■地域実情を把握するために、職員が直接、地域住民にインタビューを行った。 ■公共施設マネジメントの取組の一環として住宅跡地2件を売却した。</p>		
5. 2020年度基本事業の取組方針				6. 2021年度基本事業の取組方針		
<p>■第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化等に取り組む。 ■未利用財産の利活用を推進する。</p>				<p>■第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化等に取り組む。 ■未利用財産の利活用を推進する。</p>		